

原発事故当時、旧計画的避難区域で木製家具の製造・販売業を営んでおり、避難を余儀なくされて操業を停止した申立人について、逸失利益及び棚卸資産（家具製品及び原材料である木材）に係る財物損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1 及び同X 2（以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目（後掲の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、合計金1552万6996円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金300万円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、後掲①、②、③、④記載の損害項目（後掲記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月6日

（仲介委員 小笠原勝也）

損害項目・期間

損害項目	小項目	期間	和解
①避難費用	避難交通費 (X 1・X 2)	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	28,000
	避難滞在費 (X 1)	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 23 年 7 月 31 日	250,000
	避難滞在費 (X 2)	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	600,000
	生活費増加費用・一般(X 1)	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	97,942
	生活費増加費用・一般(X 2)	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	178,280
	生活費増加費用・食費(X 1・X 2)	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	35,400
	通院交通費 (X 1)	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	224,000
②一時立入費用	X 1	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	339,600
	X 2	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	135,000
③営業損害	逸失利益 (X 1) 1,588,014(円) ÷ 12(月) × 10(月) × 81% = 1,071,910	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 23 年 12 月 31 日	1,071,910
④就労不能等に 伴う損害	X 2	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	2,990,787
⑤財物価値の喪 失又は減少	家具等 (X 1・X 2)	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	4,450,000
	棚卸資産商品 (X 1)	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	406,000
	棚卸資産木材 (X 1)	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	1,447,834
⑥精神的損害	X 1	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	1,410,000
	X 2	自平成 23 年 3 月 11 日至平成 24 年 2 月 29 日	1,410,000
損害額小計			15,074,753
上記損害のかか る弁護士費用		3%	452,243
損害額合計			15,526,996
既払金			3,000,000
和解金額			12,526,996